

五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五泉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成18年五泉市条例第99号）第27条第1項第2号に定められた一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）について、家庭系燃えるごみ指定袋（以下「ごみ指定袋」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ごみ指定袋の販売ができる者)

第2条 手数料を徴収した上でごみ指定袋を販売すること（以下「販売」という。）は、この要領により市長の認定を受け、かつ、販売に係る諸業務（以下「取扱業務」という。）について、市長と委託契約を締結した者が行う。

2 前項の規定により委託契約を締結した者は、ごみ指定袋を景品、賞品等として提供してはならない。

(取扱品目)

第3条 手数料としての取扱品目は次の表のとおりとする。

区 分	袋 の 規 格 等 容 量 (ℓ)		価 格 (手数料)	備 考
ごみ指定袋	特大	容量 60ℓ	1組 600円	(@60円×10枚)
	大	容量 45ℓ	1組 450円	(@45円×10枚)
	中	容量 30ℓ	1組 300円	(@30円×10枚)
	小	容量 20ℓ	1組 200円	(@20円×10枚)
	極小	容量 10ℓ	1組 100円	(@10円×10枚)
	超極小	容量 5ℓ	1組 50円	(@5円×10枚)

注) 上記の価格に消費税は含まれる。

(取扱業務)

第4条 第2条第1項に規定する取扱業務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ指定袋の保管及び販売に関すること。
- (2) ごみ指定袋の販売数に応じた手数料の納入に関すること。
- (3) 五泉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に規定する引換券とごみ指定袋の交換に関すること。
- (4) ごみ減量化対策のPR活動に協力すること。

(認定の要件)

第5条 第2条第1項の規定により市長の認定を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗を有する小売業者とし、随時募集する。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 前条に定める取扱業務を履行することができること。

- (4) 五泉市暴力団排除条例（平成24年五泉市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと及び暴力団等と密接な関係を有していないこと。

（認定の申請）

第6条 第2条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗所在地を示す地図
- (2) 市税に未納がないことを証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

（委託契約の締結）

第8条 前条の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、取扱業務に係る委託契約を市長と締結する。

（認定内容の変更又は廃止）

第9条 認定者は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じるとき、又は認定の廃止をするときは、事前に五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱変更（廃止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定の解除）

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を解除するものとする。

- (1) ごみ指定袋の取扱業務に必要な資力及び信用を失った場合
- (2) この要領の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取扱所として不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認定を解除した場合は、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱解除通知書（様式第4号）により通知する。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。